

代表者会議等におけるタブレット端末等の使用について

【平成 26 年 3 月 18 日 代表者会議決定】

代表者会議、全員協議会、議案聴取会及び委員長会議（以下「会議」という。）における議員のパソコン、タブレット端末及びスマートフォンの使用については、以下のとおりとする。

1 対象となる機器

会議に持ち込み、使用できる機器は、パソコン、タブレット端末及びスマートフォンとする。

2 使用できる機能

- (1) 審議経過の記録や発言原稿とするためのワードプロセッサ機能
- (2) あらかじめ保存しておいた議事に関する資料の閲覧
- (3) 議事に関する資料の検索を目的とするインターネットサイトの閲覧

3 使用にあたっての注意事項

- (1) 外部との通信（メール、ソーシャルメディアの利用等）・通話、その他議事に関係のない目的で使用しないこと。また、使用は節度を持って必要な範囲に限ること。
- (2) 画面表示が第三者の目に触れることがあることから、個人情報等の配慮を必要とする情報の取り扱いに注意すること。
- (3) 電子音や振動音が鳴らないようにすること。また、操作音が議事の支障とならないよう配慮すること。
- (4) 資料のデータ化等の準備は議員自身が行うこと。また、電源はバッテリー対応とし、機器の取り扱いは議員個人の責任において行うこと。

4 その他

議長は、使用できる機能や使用にあたっての注意事項に反する場合、その他議事に支障を及ぼすと判断した場合は注意を促し、なお改善されない場合は、使用の中止を命じることができる。